第8期 和寒町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 -概要版-

計画の策定について

計画の位置づけ

老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

計画の期間

令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの3年間とします。

「第7期和寒町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(H30~R2)では『生きがいと安心・ふれあいのまち わっさむ』を基本理念として、地域による支え合いや介護保険等の各種サービスを活用して、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるよう、本町の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築をめざしてきました。

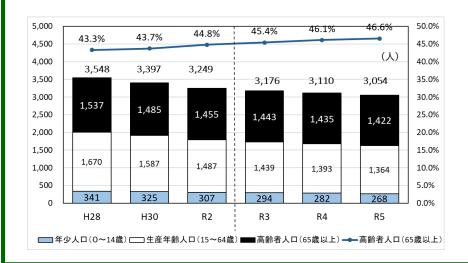
本計画では、第7期計画に引き続き、団塊世代が75歳以上となる令和7年(2025年度)を目前に控え、さらに団塊ジュニア世代が65歳となる令和22年(2040年)を見据えた計画として、本町の高齢者福祉施策及び介護保険事業の基本的な考え方や具体的な取組等について示すとともに、引き続き地域包括ケアシステムの推進をめざして策定するものです。

高齢者を取り巻く状況

人口の推移と将来推計

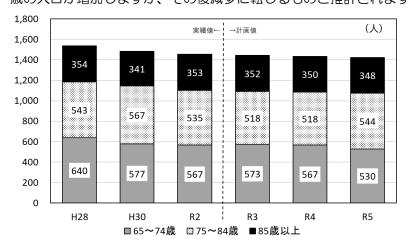
本町の人口は、年々減少しており、令和2年9月には3,249人、となり、令和5年度には3,054人になると推計されます。

介護サービス利用に伴い、安定的な財源の確保が必要となりますが、 それを支える「現役世代」は減少することが推測されます



高齢者人口は、平成26年度以降、減少していますが、人口に占める高齢者の比率は高まり、令和5年度には46.6%になると推計されます。

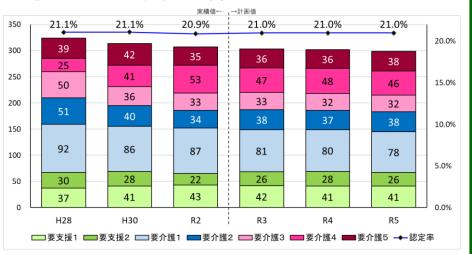
一時、団塊世代が後期高齢者となる令和 7 年度に 75 歳から 85 歳の人口が増加しますが、その後減少に転じるものと推計されます。



要介護認定者数の推移と将来推計

人口(被保険者数)の減少に伴い、要介護(要支援)認定者数は減少していくことが見込まれます。

認定率は、大きな変動は見られないため、今後も21%前後で推移していくものと予測されます。



介護に関する主な課題

○生活支援サービスが充実した住まい(介護付き有料老人ホームなど)に 移り住む方の増加

- ⇒ 施設所在地は旭川市が7割、要介護度は要介護1・2の方が6割を占める。
- ⇒ 「買い物」「調理」「掃除」に支援が必要な方が、認知症の悪化や介護者の不在をきっかけに入所するケースが多い。
- ⇒ 訪問介護などの在宅サービス利用回数の増加。介護給付費の増加

○後期高齢者の増加に伴う介護予防・重度化防止

- ⇒ 要介護状態となる可能性の高い高齢者の早期発見、心身機能の維持。
- ⇒ 外出機会が減少する中での健康維持、感染防止に配慮した通いの場づくり

〇介護を担う人材の不足

- ⇒ 介護従事者不足によるサービス提供量の減少、町外訪問介護事業所の利用増
- ⇒ 地域における支えあい、見守り支援の取り組みの見直し

○特別養護老人ホームの老朽化

- ⇒ 施設整備及び運営についての協議推進
- ⇒ 入所者の減少、人材確保のための人件費増による指定管理料の負担増

令和3年度 主な介護報酬改正

1 感染症や災害への対応力強化

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組(委員会の開催、指針整備、研修・訓練の実施、業務継続計画)が義務付け(3年の経過措置有)

2 地域包括ケアシステムの推進

- ・訪問系サービスに認知症専門ケア加算の創設。
- 認知症対応力を向上させていくため、介護に直接携わる職員が認知症介護基礎 研修を受講することを義務づけられる。(3年の経過措置有)
- ・個室ユニット型施設の 1 ユニットの定員を 10 人以下から 15 人に拡大

3 介護人材の確保・介護現場の革新

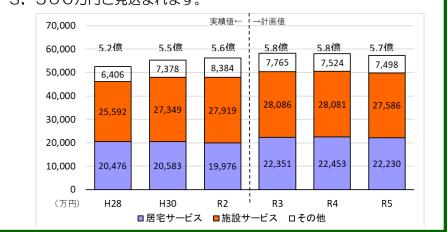
- ・短時間勤務等を行う場合、週30時間以上で「常勤」とするよう緩和
- ・文書負担軽減や手続きの効率化 ・全事業所でハラスメント対策を措置

4 基本報酬の見直しなど(改定率:全体で+0.7%)

- ・食費・居住費負担限度額の引き上げ(区分細分化、預貯金基準見直しなど)
- ・コロナ感染症に対応するため特例的な評価として、全てのサービスについて、 令和3年4月から9月末の間、基本報酬に0.1%上乗せ。
- 認定有効期間の上限を36ヶ月から48ヶ月に延長が可能に

保険給付費の推計

介護保険の給付費(保険給付費+地域支援事業費)は年々増加しており、令和3年度は5億8千万円、第8期計画期間の3年間で17億3,500万円と見込まれます。



計画の基本理念・基本目標

『生きがいと安心・ふれあいのまち わっさむ』

- 高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して 暮らし続けられる地域社会の実現



基本目標1 介護予防と健康づくりの推進

- (1) 一般介護予防事業の普及・啓発
- (2)介護予防・日常生活支援総合事業の利用促進
- (3)健康づくりの推進
- (4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- (5) 感染症対策の推進

主な施策

- ○高齢者実態把握 ○楽笑体操教室 ○□腔機能向上事業
- ●KDB(国保データベースシステム)を活用した地域の健康課題 分析や個別訪問を必要とする対象者等の把握
- ○介護予防、生活支援サービス(訪問型、通所型)
- ○特定健診・後期高齢者健診・基本健康診査の受診勧奨
- ○予防接種体制の整備と接種勧奨 など

基本目標3 総合的な認知症施策の推進

- (1) 認知症への理解を深めるための普及・啓発
- (2) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- (3) 認知症の人の介護者への支援
- (4) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり
- (5)権利擁護の推進

主な施策

- ○認知症講演会の開催 ○認知症初期集中支援チームの活用
- ○認知症サポーターの養成及び活動場所の充実
- ●チームオレンジの整備検討
- ○虐待や孤独死の未然防止の推進
- ●成年後見制度の広報啓発、専門家や他市町村との連携 など

基本目標5 生きがいづくりと社会参加の促進

基本目標2 生活支援サービスの充実

- (1) 在宅福祉サービスの充実
- (2) 生活支援コーディネーターの配置、協議体の開催
- (3) 地域ケア会議の充実
- (4)災害に対する備え

主な施策

- ○社会福祉協議会等との連携によるサービス提供の支援
- ○お出かけハイヤー支援事業 ○緊急通報装置設置事業
- ○介護サービス利用者負担軽減事業
- ●高齢者の弁当宅配モデル事業
- ●地域課題を検討する地域ケア会議の開催
- ○通院や買い物など日常生活を支える地域公共交通の維持
- 〇避難行動要支援者(災害時援護者)の把握と支援 など

基本目標4 医療と介護の連携

- (1) 在宅医療・介護の連携体制の強化
- (2) 広域的な連携
- (3) 救急医療体制の整備

主な施策

- 〇地域の医療・介護の資源の把握と情報公開
- ○在宅医療・介護連携に向けた関係機関・他市町村との連携 ○ケアに携わる多職種協働のための研修(ケアカフェ)支援
- ○救急医療情報キットの普及、情報の更新
- ●電話相談サービス「健康あんしんダイヤル24」 など

基本目標6 住み続けるための社会資源の整備

- (1) 老人クラブ活動の活性化
- (2) 高齢者の生きがいづくり
- (3) 高齢者の活躍の場の充実
- (4)敬老事業

主な施策

- ○老人クラブ連合会への活動支援 ○高齢者事業団の運営支援
- ○「なごやかサロン支援事業」による地域活動支援
- ●社会福祉協議会ボランティアセンターの機能強化支援
- ○にれの大樹祝い金

- (1) ユニバーサルデザインの推進
- (2) 在宅や入所施設の再整備
- (3) 高齢者の安心できる住まいの確保

- 芳生苑・健楽苑の再整備
- ●高齢者の安心できる住まいの整備検討



基本目標7 介護保険制度の円滑な実施

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2)介護人材の確保と資質の向上
- (3)業務の効率化
- (4) 介護給付等費用の適正化

主な施策

- ○広報誌やお知らせ版、ホームページを活用した情報提供
- ●地域包括支援センターの業務評価
- ○介護従事者等確保推進事業
- ○介護従事者等資格取得支援事業
- ○介護給付費適正化事業の実施
- ●地域密着型サービス事業所への実地指導 など



第8期介護保険料の設定

介護保険給付費の増加、介護報酬の引き上げ、 被保険者の減少により、被保険者一人にかかる負 担は重くなっています。

給付費の推計を基に、準備基金も活用し、第 1 号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料を計算 すると、基準月額 5.950 円 (7 期対比 4.4%増) となります。



保険料基準月額

第7期:5,700円 ⇒ 第8期:5,950円

所得段階		対象者			年額保険料	月額
第1段階	本人非課税	世帯全員非課税	○生活保護を受けている者 ○世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受け ている者または前年の合計所得金額+課税年金収入 額が80万円以下の者	基準額 ×0.3	21,400円	1,783円
第2段階			○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額 +課税年金収入額が80万円超120万円以下の者	基準額 ×0.5	35,700円	2,975円
第3段階			○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額 +課税年金収入額が120万円超の者	基準額 ×0.7	49,900円	4,158円
第4段階		世帯に課税	○世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は 住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入 額が80万円以下の者	基準額 ×0.9	64, 200円	5,350円
第5段階			○世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は 住民税非課税で第4段階以外の者	基準額	71,400円	5,950円
第6段階	第7段階 人 課		○本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が 120万円未満の者	基準額 ×1.2	85,600円	7,133円
第7段階			○本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が 120万円以上210万円未満の者	基準額 ×1.3	92,800円	7,733円
第8段階			○本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が 210万円以上320万円未満の者	基準額 ×1.5	107,100円	8,925円
第9段階			○本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が 320万円以上の者	基準額 ×1.7	121,300円	10,108円

※第1~第3段階は、低所得者軽減事業適用後の保険料率・保険料額